

## 令和2年第5回見附市教育委員会定例会会議事録

○招集日時 令和2年8月31日(月) 14時00分

○招集場所 見附市役所 4階 402会議室

○会議に付した議件

議第52号 見附市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第53号 見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第54号 令和2年度一般会計補正予算(見積書)のうち教育関係予算の原案について

○出席者(5名)

教 育 長	長 谷 川 浩 司
委 員	小 林 弘 武
委 員	武 田 一 夫
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 藤 義 章

○事務局出席者

教育部長兼教育総務課長	森 澤 亜 土
学校教育課長	糀 谷 正 夫
こども課長	伴 内 正 美
まちづくり課長	大 野 務
教育総務課長補佐	湊 屋 一 樹
学校教育課長補佐	菫 澤 毅 夫
こども課長補佐	高 藤 英 紀

教育総務課係長 岩崎 濟

事務用紙

事務用紙

事務用紙

事務用紙

事務用紙

事務用紙

事務用紙

事務用紙

事務用紙

事務用紙

事務用紙

事務用紙

事務用紙

事務用紙

事務用紙

事務用紙

事務用紙

事務用紙

事務用紙

事務用紙

## 14時00分開会

## 教 育 長

只今より、令和2年第5回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を始めます。

現在の出席者、5人全員であります。

## 教 育 長

日程第1 議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小林委員を指名いたします。

## 教 育 長

日程第2 報告事項、報告1「令和2年度教育委員会の点検及び評価報告書について」を、教育部長より説明願います。

## 教育部長兼教育総務課長

令和2年度教育委員会の点検及び評価報告書について、説明いたします。

本報告書につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条」によりまして毎年、事業の点検評価を報告書にまとめ、議会へ提出することが義務づけられております。令和2年度は、8月3日に第三者評価委員会を開催し、評価結果を報告書として取りまとめております。例年同様、9月議会において市議会へ報告するものであります。資料に沿って概略を説明いたします。

2ページをお開きください。こちらでは点検評価制度の概要が記述されております。

「1. 趣旨について」、今程申し上げましたとおりです。

「2. 点検評価の対象」です。3、4ページをご覧ください。3ページの点検評価の3の点検評価の方法につきましては、A、B、C、Dの評価を付けております。

A：順調に達成しているもの、B：概ね順調に達成しているもの、というようなも

のが大体の評価の中心となってまいります。

「4. 学歴経験者の知見活用」です。以上の4名の方から委員になっていただきまして、第三者評価委員会を実施しているところでございます。

4ページをご覧ください。こちらは第5次総合計画の第4の基本目標「人が育ち、人が交流するまちづくり」。こちらと同じ内容となりまして、それを教育大綱とさせていただきます。今年につきましては、3番の真ん中あたりの黄色の部分、基本施策、主要施策、こちらの方で事業を選びまして評価させていただいております。

5, 6ページをご覧ください。黄色の網掛けがあるものが今年度評価対象とさせていただきます。9施策、10事業につきまして、点検評価をいただきました。本年度につきましては、順調に達成してA評価を得たものが6事業、概ね順調に達成しているB評価を得たものが4事業でした。例年はA評価が2, 3というところありますので、今年度は良い評価であったと言えるものと考えております。以上でございます。

教 育 長

ただ今の報告に対しまして、質問はございませんか。

齋 藤 委 員

本日は全体の説明として、個々の事業には触れないということですが、全体としてA評価が多い中で、4つあるB評価の事業はなぜA評価ではなかったのですか。その理由について、簡単で結構ですから、個々の事業毎に説明してください。

教育部長兼教育総務課長

評価でございますから、我々事業を進めている身といたしましては、全てA評価を目指しているところですが、まだ足りない、という観点で評価しているところでございます。

## 齋藤委員

なぜB評価であったのか、資料では、その具体的な理由の説明に及んでいないもの  
のですから、お聞かせいただけませんか。

## 学校教育課長補佐

5番の「確かな学力の向上」の項ですが、評価基準としては、Aは「順調に達成」  
であり、更に括弧書きで「著しい成果が得られたもの」とされております。これに  
対し、私共の評価としては、中学校の当該年度の成果としては相応の成果が得られ  
たものと考えておりますが、小学校はそういう評価に相応しい成果が得られている  
状況ではございませんので、「著しい成果」が上げられているかという観点におい  
てB評価とすることが妥当であると考えております。

6番の「豊かな人間性と社会性の育成」につきましては、私共の指標、成果とし  
て、「見附が好き」、「手伝いを多くやった」といった内面的な観点が大い中で評  
価を実施しているものですから、「著しい成果」があったというところまで踏み込  
んで評価できるであろうかという振り返りから、B評価が妥当であるという考えに  
よるものでございます。

## 教育総務課長補佐

8番、21, 22ページをご覧ください。こちらもB評価でございますが、これは  
耳取遺跡の基本整備計画の策定事業です。令和元年、2年の2か年度に渡り策定す  
る事業です。本評価は令和元年度の事業に対する評価であり、まだ道中半というこ  
とからAというよりはB「概ね順調に達成しているもの」と評価させていただいた  
ものです。

## 齋藤委員

はい。分かりました。

もう1点、資料16ページの「わかる・できる実感塾」のところで、「今町公民館」

とありますが、これは「今町小学校」の誤りではないでしょうか。この事業には私も参加したものですから。

学校教育課長

ご指摘のとおり、正しくは「今町小学校」です。訂正してお詫び申し上げます。

教 育 長

他に、いかがでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、議事を進めることといたします。

続きまして、報告事項、報告 2.「訪問団受入事業、中学生海外派遣事業の中止について」を、まちづくり課長より説明願います。

まちづくり課長

令和 2 年度訪問団受入事業・中学生海外派遣事業の中止について説明いたします。

資料は報告 2 のページをご覧ください。例年ですと、当該事業を終えてその成果等を報告申し上げるところですが、今年は訪問団の受入、中学生派遣の両事業を中止としたことから、その概要を報告いたします。

今年度のベトナムダナン市からの訪問団受入事業と、ダナン市への中学生海外派遣事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響によって、ダナン市の外務局と協議のうえ、両事業とも中止といたしました。

訪問団受入事業は、ダナン市の現地で日本語を学ぶ学生等を見附市に招致し、小中学校の訪問等を通じて日本の文化に触れてもらう交流事業であり、6 月 3 日（水）から 6 月 10 日（水）までの 8 日間、8 名の訪問団を受け入れる予定でしたが、これを中止したものです。

中学生海外派遣事業は、市内中学生が異国の文化や風土に直接触れ、人々との交

流を通じて国際感覚を養い、国際理解を深めるとともに、日本を再認識する機会とすることを目的として実施するダナン市への海外派遣事業であり、8月11日(火)から8月19日(水)までの9日間の日程を予定しておりました。中学校2,3年生合計8名の定員で募集を掛けたところ、17名の応募を受け、例年であれば3月上旬に面接選考の説明を行ったうえで定員である8名に絞り込むところでしたが、面接の予定を延期している中、3月中旬にダナン市との協議により事業中止を決定することとなったものです。

教 育 長

ただ今の報告に対しまして、質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、議事を進めることといたします。

続きまして、報告事項、報告3「見附市市民活動等支援金について」を、まちづくり課長より説明願います。

まちづくり課長

報告3「がんばろう見附・新型コロナ対策応援寄付金」を活用した見附市市民活動等支援金について説明いたします。

資料は報告3のページをご覧ください。この支援金の目的ですが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者等への支援に役立てるため、市が行っている「がんばろう見附・新型コロナ対策応援寄付金」、今も受け付けているところですが、この寄付金を活用し、収入減少や感染防止のために活動に様々な制約を受けている市民活動団体等に対して、活動継続が困難になっている場合や中止を余儀なくされたイベント等の代替イベント等を行う際に当該支援金を交付することによって市民活動の活発化を図ることを目的としています。

次に、制度の内容ですが、2枚繰り、右側のページをご覧ください。

支援金の申請受付期間ですが、現在、既に始まっておりますが、8月7日（金）から10月6日（火）までとなっております。申請状況によっては追加募集を行う予定です。

支援の対象団体ですが、構成員が概ね5名以上で過半数が見附市在住であること、見附市内に活動拠点があり、代表者が明らかで会計処理が明確であること、政治活動、宗教活動、営利活動を主たる目的としていないことという条件をクリアする団体となります。

この支援金は、2つの支援制度により構成されます。1つは「市民団体等活動継続支援金」です。新型コロナウイルス感染症の影響により年間の収入が30パーセント以上減少し運営経費が不足する団体、感染拡大防止のため活動継続が困難（活動の減少、休止）となった団体を対象とするものです。補助の内容は、運営費の不足分、収入から支出を減じた額の10分の10の額、活動継続のための感染防止対策経費（マスク、フェイスガード、間仕切等の設置経費）の10分の10の額とし、運営費の不足額と対策経費の合計で10万円を限度として補助するものです。

もう1つは「スポーツ・文化イベント再開支援金」です。こちらは、感染症の影響により中止を余儀なくされたスポーツ、文化イベントの代替イベント等を実施する際の経費を支援するものです。こちらも同じく実施経費の10分の10の額を補助し、10万円を限度額としています。ただし、組織を維持するための経費、飲食費その他補助することが適当でないと考えられる経費等を補助の対象とならない経費としています。

両支援制度について、当課の市民活動係において申請を受付しております。報告という形となりましたが、教育委員会関係者の皆様におかれまして、市民活動団体に関わるお知り合い等がいらっしゃいましたら、こうした支援金制度があるという



情報提供、PRしていただきたくお願い申し上げます。

なお、8月29日（金）現在、23件の相談を受け、その内8件が申請に至っております。この後、市民の方により形成される審査会を経て申請の適否が判定されることとなります。「市民の方」とは、文化活動を行っている方、社会福祉協議会の職員、芸術活動団体の代表者といった方々からお引き受けいただいております、審査を行っております。

教 育 長

ただ今の報告に対しまして、質問はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

以上で報告事項の質疑を終了といたします。ありがとうございました。

教 育 長

続きまして、日程の第3に移ります。

「議第5.2号見附市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

3ページをご覧ください。議第5.2号見附市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

規則の一部改正の理由でございますが、現在、保育園入園申込書類の登録自動化を進めているところであり、保育園入園申込書類をAI-OCRで読み取り可能なレイアウトに変更するものでございます。なお、内容についての変更はございません。

4ページをご覧ください。改正箇所についてですが、別記第1号様式「保育園入園申込書兼児童台帳」を改めるものでございます。

附則におきまして、この規則は、公布の日から施行するものとしております。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第53号見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

7ページをご覧ください。議第53号見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について説明いたします。

要綱の一部改正の理由でございますが、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の一部改正により子育て短期支援事業における運営費に変更が生じたことに伴い、市の実施要綱の一部改正をするものです。

8ページをご覧ください。改正内容であります。別表中、子育て短期支援事業利用料（児童1人1日あたり）について、その他の世帯の2歳未満の児童については、「4,320円」を「4,330円」に、同じくその他の世帯の2歳以上の児

童については、「2,360円」を「2,370円」に改めるものでございます。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものとしております。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第54号令和2年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題といたします。教育部長から各議案関係課長の順に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

9ページをご覧ください。議第54号令和2年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について説明いたします。

まず、教育総務課所管分について説明いたします。

10ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、感染症予防事業1,910万円の増額であります。市立小中特別支援学校13校及び公立保育園8園と今町子育て支援センター交流広場の計22施設へ消毒清掃員を配

置し、新型コロナウイルス感染症の対策事業を実施するための経費を予算計上するものであります。

次に、11ページから16ページについて一括で説明いたします。

11ページをご覧ください。新型コロナ関連の国2次補正において、校長判断により学校の「感染症対策」及び「学びの保障」に必要な経費を支援する事業が創設されました。本事業は、学校種別と規模毎に補助上限額が設定されております。小学校におきましては、児童300人以下の4校は100万円、500人以下の3校は150万円、501人以上の1校は200万円の上限が設定されており、小学校費合計で1,050万円の総事業費となっています。その内の教育総務課が所管する11ページの補正額580万円は、主に備品に関する経費、次ページ12ページの補正額470万円は、学校教育課が所管する教材関係諸費となっています。13ページをお願いします。中学校におきましては、生徒300人以下の4校は100万円が上限となり、中学校費合計は400万円の総事業費となっています。小学校費同様に、13ページの補正額349万5千円は、備品に関する経費、14ページの50万5千円は教材関係の諸費となっています。15ページをお願いします。特別支援学校におきましては、児童生徒の規模による制限はなく、一律400万円が上限となっています。小中学校と同様に、15ページの275万円の補正額は備品の経費、16ページの125万円の補正額は教材関係の経費であります。以上であります。

#### 学校教育課長

それでは、学校教育課関係の補正予算について説明させていただきます。

17ページをご覧ください。10款教育費、1項3目教育総務費教育指導費のうち「教育指導経費（新型コロナ関連）」の1,541万6千円の補正をお願いするものでございます。補正の理由であります、「GIGAスクール構想」を実現す

るためには、国庫補助事業の対象となる1人1台端末整備や校内通信環境整備だけでなく、校外との通信環境も併せて整備改善する必要があり、また、コロナ禍における学びを保障するためには、ICT機器を用いたオンライン学習が有効であることから、国庫事業の進捗に合わせて、通信環境整備に必要な予算を計上するものがあります。主な内訳は、WEBフィルタリングサービス加入経費、モバイルルーター通信回線料、通信回線増強費用、増設作業委託経費等でございます。

続きまして、18ページをご覧ください。10款教育費、2項2目小学校費教育振興費のうち「小学校教育用コンピュータ設置事業（GIGAスクール）」の1、152万円の補正をお願いするものでございます。補正の理由であります。新型コロナウイルス感染症による臨時休業等の緊急事態に備え、早急にICT機器を有効活用できる環境を整備する必要があることや実際にICT機器を活用していく上で必要なルール等を定め、活用方法等を教職員に周知していく必要があることから、必要な予算を計上するものであります。主な内訳は、通信環境のない家庭においても児童生徒貸出用モバイルルーターを整備し、オンライン学習ができるよう備える家庭学習のための通信機器整備支援事業と各学校で学習端末を活用していく上で必要なルールを定め、管理ツールや端末の設計、設定を行ったり、ICT機器の操作方法や活用方法を教職員に周知したりするGIGAスクールサポーターを配置する支援事業に必要な予算を計上するものでございます。

19ページをご覧ください。以下同様の理由により、10款教育費、3項2目中学校費教育振興費「中学校教育用コンピュータ設置事業（GIGAスクール）」の507万5千円の補正を、20ページ10款教育費、4項2目特別支援学校費教育振興費「特別支援学校教育用コンピュータ設置事業（GIGAスクール）」の112万2千円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、21ページをご覧ください。10款教育費、3項2目中学校教育費

振興費「中学校教育振興事業（新型コロナ関連）」の81万8千円の補正をお願いするものでございます。補正の理由であります、見附市立の中学校が修学旅行を中止したことによる企画料のキャンセル料が発生したことから、保護者負担分のみを対象に必要な予算を計上するものでございます。以上でございます。

#### こども課長

22ページをご覧ください。22ページから28ページまでの補正予算につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品等の購入に対するものであります。なお、財源としましては、国の保育対策総合支援事業補助金および新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によるもので、補助率は10分の10であります。

22ページをご覧ください。放課後児童健全育成事業についてですが、各児童クラブに50万円を委託料として支援するものです。市内には10か所設置してありますので500万円を増額補正させていただくものです。

23ページをご覧ください。子育て支援事業についてですが、子育て支援拠点（子育て支援センター）50万円、一時預かり事業とファミリーサポート事業にそれぞれ10万円の計70万円を増額補正させていただくものです。

24ページをご覧ください。児童措置事業についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公立保育園4園においての体温計等の購入の他、備品費として各園に50万円など、280万円を増額補正させていただくものです。

25ページをご覧ください。私立保育所運営事業についてですが、各私立保育園に100万円を補助金として支援するものです。市内には私立保育園が4園ありますので、400万円を増額補正させていただくものです。

26ページをご覧ください。私立幼稚園・認定こども園運営事業についてですが、幼保連携型認定こども園3園及び小規模保育所1園にはそれぞれ100万円を、企

業主導型保育園については、50万円を補助金として支援するものであり、450万円を増額補正させていただくものです。

27ページをご覧ください。病後児保育事業についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、衛生用品や空気清浄機などの備品の購入費として50万円を増額補正させていただくものです。

28ページをご覧ください。へき地保育所運営事業についてですが、各へき地保育園に50万円を委託料として支援するものです。市内にはへき地保育園が4園ありますので、200万円を増額補正させていただくものです。

29ページをご覧ください。産後ケア事業についてですが、新型コロナウイルス流行下において、里帰り出産が困難な妊婦に対し、シルバー人材センターによる育児支援サービスの利用料を市が2分の1負担するものです。80回の利用を見込み、5万円を増額補正させていただくものです。なお、財源としましては、母子保健衛生費国庫補助金によるもので、補助率は2分の1であります。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、一括してお受けしますが、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

以上により、本日提出された議題の審議を全て終了しました。

これをもちまして、令和2年第5回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時34分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 若司

議事録署名委員

小 杯 弘 武